⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

⑷　九州地方整備局管内に本店又は支店等の拠点を有した者であること。

⑸　入札説明書に示す履行実績があることを証明した者であること。

⑹　本調達案件の配置予定管理技術者が、入札説明書に示す資格・業務経験を有する者であること。

⑺　「業務実施方針」について、全ての項目の提案が未提出でないこと、かつ、１項目でも不適切な提案がないこと。

⑻　事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出していないこと。

⑼　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。イ）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。イ）において同じ。）の関係にある場合

イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア）一方の会社の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑾　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　入札説明書の交付を直接受けた者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒813―0043 福岡県福岡市東区名島３丁目24番10号　国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所経理課専門職　金子　　彰　電話092―682―7780　内線220

⑵　入札説明書の交付場所及び交付方法

①　交付場所は上記⑴に同じ。

②　郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

⑶　電子調達システムのＵＲＬ

https://www.geps.go.jp/

⑷　電子調達システム、持参及び郵送等による申請書等の提出期限　令和３年１月18日17時00分

⑸　電子調達システム、持参及び郵送等による入札書の提出期限　令和３年２月19日17時00分

⑹　開札の日時及び場所　令和３年２月22日15時00分　国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所入札室

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　本調達案件の入札に参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を作成し、下記により提出しなければならない。

①　電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書等を作成し、上記３⑷に示す提出期限までにこれを上記３⑶に示すＵＲＬに電子調達システムを利用し、提出しなければならない。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を作成し、上記３⑷に示す提出期限までにこれを上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

③　また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から必要な申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

④　上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）を有していない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑷　落札対象　申請書等を基に、分任支出負担行為担当官において競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。

⑸　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するための電子認証（ＩＣカード）を不正に使用した者のした入札は無効とする。

⑹　契約書の作成の要否　要。

⑺　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。

ただし、本調達案件は、品質確保のための体制その他の履行体制の確保状況を確認し、履行内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行案件である。

申請書等及び入札書を提出した入札者であって、本公告２の競争参加資格をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値の最も大きいものをもって落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち得点の合計を入札価格で除して得た数値の最も大きいものを落札者とすることがある。

また、原則として、当該入札の執行において入札回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑻　手続における交渉の有無　無。

⑼　契約日は令和３年度予算が令和３年４月１日までに成立した場合は令和３年４月１日とし、４月２日以降に成立した場合はその成立日とする。なお、契約日に関わらず、契約（履行）期間の始期は令和３年４月１日とする。

また、暫定予算となった場合、本調達案件に係わる予算が全額計上されているときは、全体の契約期間の契約とするが、当該予算が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。なお、本予算成立後は令和４年３月31日までとする。